

渋川市移動支援事業実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項第8号の規定に基づき、屋外での移動に支障がある障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）について、外出のための支援を行うことにより、障害者等の地域での自立生活及び社会参加を促すことを目的とする。

（実施主体）

第2条 この事業の実施主体は、渋川市とし、事業の一部（サービス実施の決定、費用負担区分の決定を除く。）を、法第36条第1項の規定による指定障害福祉サービス事業者（居宅介護のサービス提供を行うものに限る。）又は市長が適当と認めた法人等に委託するものとし、委託に当たっては、事業に関する委託契約を締結するものとする。

（対象者）

第3条 この事業の対象者は、渋川市に住民登録された者（渋川市以外から法に基づくサービス又はこの事業に類するサービスの提供を受けている者を除く。）又は渋川市以外に住民登録された者（渋川市が法に基づくサービスの提供を行っている者に限る。）であって、次のいずれかに該当する者のうち別表に該当する者とする。ただし、児童にあつては児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条に定める乳児及び幼児を除く。

- （1） 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者で、屋外での活動に著しい制限のある視覚障害者及び視覚障害児。ただし、法に基づく同行援護サービスの提供を受けている者は除く。
- （2） 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者で、身体障害者手帳に記載の旅客鉄道株式会社旅客運賃減額が「第1種」の身体障害者及び身体障害児。ただし、法に基づく重度訪問介護サービス

の提供を受けている者を除く。

(3) 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に基づく療育手帳の交付を受けている者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者。ただし、法に基づく行動援護サービスの提供を受けている者は除く。

(4) 法第4条第1項に規定する治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病（以下「難病等」という。）であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者及び児童福祉法第4条第2項に規定する難病等であって法第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である者で、難病等に起因した症状がより重度の状態の時の身体の状態が同条第2号と同等の者又はこれに準ずるもの。ただし、法に基づく重度訪問介護サービスの提供を受けている者を除く。

（事業の内容、支給量及び単位等）

第4条 移動支援事業の内容は、別紙1のとおりとし、原則として1日の範囲内で事業を終えるものとする。ただし、次に掲げる移動は事業の対象としない。

(1) 通勤及び営業活動等の経済活動に係る移動（ただし、一定期間の訓練を行うことにより、単独で、通勤が可能になると見込まれる場合においては、この限りではない。）

(2) 通学及び施設への通所等のための移動（ただし、一定期間の訓練を行うことにより、単独で、通学及び通所が可能になると見込まれる場合においては、この限りではない。）

(3) 病院への通院介助等のための移動

(4) ギャンブル及び飲酒等を目的とした移動

(5) 宗教、政治活動又は営利を目的とする団体活動に伴う移動

(6) 保護者等による対応が適当と認められる移動

(7) 社会通念上移動支援事業を利用することが適当でない移動

(8) 前各号に掲げる移動のほか、通年かつ長期に継続する移動（ただし、一定期間の訓練を行うことにより、単独で、移動が可能になると見込まれる場合においては、この限りではない。）

2 この事業の支給量は、月20時間を上限とする。ただし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）に規定する事項を勘案し、市長が特に必要と認めた場合は、2か月の範囲内で、月30時間を上限として決定できることとする。

3 この事業の単位は、30分を1単位とする。ただし、30分を超えた利用時間で端数が生じた場合は、15分以上で1単位とし、15分未満は切り捨てることとする。

4 事業の支援方法は、次の各号のいずれかとする。

(1) 常に利用対象者1人に対して、サービスを提供する者（以下「介護者」という。）1人又は2人で実施する（以下「個別支援型」という。）。

(2) 複数の利用対象者に対して、介護者が1人で実施する（以下「グループ支援型」という。）。ただし、この場合の介護者に対する利用者の人数の比率は、3倍を超えてはならないものとする。

(3) 利用対象者のうち、一定期間の訓練を行うことにより、単独で、通勤、通学又は通所することが可能になると見込まれる場合に、常に利用対象者1人に対して、介護者が1人で実施する（以下「自立支援型」という。）。ただし、この場合の利用期間は、訓練の開始日から起算して3か月を超えてはならないものとする。

5 個別支援型における、利用対象者1人に対して、2人でのサービス提供（以下「2人介護」という。）は、障害者等の身体介護を伴う場合であって、次の各号に該当し、市長が認めたときに限る。

(1) 障害者等の身体的理由により1人による身体介護が困難と認められるとき。

(2) 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められるとき。

(3) その他障害者等の状況等から判断して、第1号又は前号に準ずると認められるとき。

(申請)

第5条 この事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、移動支援事業利用申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(決定及び通知)

第6条 市長は、申請書の提出があった場合は、速やかにサービス提供の要否を決定し、当該申請者に対し、承認の場合には移動支援事業利用決定通知書（様式第2号）により通知し、不承認の場合には不承認決定通知（様式第3号）により通知するものとする。

2 利用の決定を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用決定期間満了後も引き続きこの事業を利用しようとするときは、利用決定期間満了の1か月前から前条に定める申請をするものとする。

3 決定された支給量の変更は、移動支援事業利用申請書（様式第1号）によるものとする。

(届出)

第7条 利用者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、移動支援事業申請内容変更（利用辞退）届出書（様式第4号）を市長に届け出なければならない。

(1) 利用者等の氏名、住所等に変更があった場合

(2) サービスを辞退する場合

(利用取消し)

第8条 市長は、利用者等が次の各号のいずれかに該当する場合は、既に決定したサービスを取り消すことができる。

(1) この事業の対象者でなくなった場合

(2) 偽りその他不正な手段によりサービスを受けた場合

(3) 市長が利用を不相当と認めた場合

2 市長は、前項の規定により利用決定を取り消したときは、移動支援事業利用決定取消し通知書（様式第5号）により利用者に通知するものとする。

る。

(利用の方法)

第 9 条 利用者がこの事業を利用しようとするときは、移動支援事業利用決定通知書を委託を受けた事業者に提示し、利用者が依頼するものとする。

(事業に係る費用等)

第 10 条 事業の実施に係る委託費は、別紙 2 に定める基準額から利用者負担額を差し引いた額とする。

2 本事業における身体介護が伴う場合の費用の算定方法は、法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示 523 号）に規定する通院等介助の身体介護が伴う場合の算定方法等により算定する。

3 介護者が車両等を運転し移動する時間は、本事業の報酬算定の対象外とする。ただし、市長が運転手以外の介護者の同乗を認め、障害者等を介護している場合を除く。

4 利用者は、別紙 2 に定める利用者負担額を事業に要する経費の一部として直接サービスを受けた事業者に支払うものとする。ただし、第 11 条に規定する利用者ごとの利用者負担上限月額までとする。

5 第 4 条に定める 2 人介護を行ったときの費用は、費用の請求金額に 2 を乗じた額とする。

(利用者負担上限月額)

第 11 条 市長は、利用者の世帯が該当する次の各号のいずれかの額を、利用者負担上限月額に設定することができる。この場合において、世帯の範囲は、利用者が障害者の場合は障害者及びその配偶者又は障害児の場合は保護者が属する世帯全員とする。

(1) 生活保護法（昭和 24 年法律第 144 号）に基づく生活扶助を受けている世帯 0 円

(2) 世帯の当該年度の市町村民税（4 月から 6 月までの間の申請については、前年度とする。）が非課税 0 円

(3) 障害者及びその配偶者の当該年度の市町村民税（4 月から 6 月

までの間の申請については、前年度とする。)の所得割額の合計が
16万円未満 9,300円

(4) 保護者の属する世帯全員の当該年度の市町村民税(4月から6
月までの間の申請については、前年度とする。)の所得割額の合計
が28万円未満 4,600円

(5) 上記のいずれにも該当しない 37,200円

2 前項に規定する市町村民税の算定に当たっては、障害者の日常生活及び
社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第26条の3の規定に
よる、扶養親族及び特定扶養親族があるときは、地方税法等の一部を改
正する法律(平成22年法律第4号)第1条の規定による改正前の地方
税法により算出した額とする。

(委託費の請求及び支払)

第12条 市長は、委託を受けた事業者に対して、次により委託費を支払う
ものとする。

(1) 委託を受けた事業者は、翌月10日までに移動支援事業委託費
請求書(様式第6号)に移動支援事業委託費明細書(様式第7号)
及び移動支援提供実績記録票(様式第8号)を添付し、市長に請求
するものとする。

(2) 市長は、委託費の請求書を受理したときは、その内容を審査し
30日以内に支払うものとする。

(3) 市長は、必要と認めたときは、委託した経費の経理の状況等
について、調査を行うことができる。

(記録、諸帳簿等)

第13条 委託を受けた事業者は、この事業について明確に経理するととも
に、この事業に関する諸記録、帳簿等を次のとおり整備しなければならない。

(1) 移動支援事業の活動内容を記録した業務日誌

(2) 市からの委託費の経理に関する帳簿

(3) その他事業に関する記録、帳簿等

(サービスを提供する者)

第 14 条 サービスを提供する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 委託を受けた事業者が運営する指定障害福祉サービス事業所等に勤務する従業者であって、介護福祉士若しくは居宅介護従業者養成研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者
- (2) 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者
- (3) 市長がこれらに準じる者として認めた者
（損害賠償措置）

第 15 条 委託を受けた事業者は、法人所有車等を利用してサービスを提供する場合、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合に備えるため、次に定める保険金額を補償内容とする損害賠償保険に加入しなければならない。

- (1) 対人賠償 8,000 万円以上
- (2) 対物補償 200 万円以上
- (3) 搭乗者傷害特約付き
（遵守事項）

第 16 条 委託を受けた事業者は、事業を実施するに当たり次の各号を遵守すること。

- (1) 従業者の資質向上のため、その研修の機会を積極的に確保すること。
- (2) サービス提供時に事故が発生した場合は、市及び家族等に速やかに連絡をするとともに、必要な措置を講じること。
- (3) 業務上知り得た利用者等に関する情報を漏らしてはならない。
（その他）

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。ただし、この要綱の改正前になされた事業の支給量の上限は、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、この要綱の改正前になされた第 6 条に基づく決定は、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の渋川市移動支援事業実施要綱の規定は、令和 5 年 10 月 1 日以降の利用に係る決定について適用し、令和 5 年 9 月 30

日までの利用に係る決定については、なお従前の例による。

別表（第3条関係）

（障害者の該当要件）

1次に掲げる項目において「できる」以外に該当する項目が、申請者が18歳以上の身体障害者（視覚障害者を除く。）及び難病等の者にあつては、5以上、視覚障害者、知的障害者及び精神障害者にあつては、2以上あること。ただし、各項目の判断は、法に基づく障害支援区分に係る認定調査の基準を用いるものとし、申請に当たっては、次の全ての項目を調査するものとする。

移動や動作等に関する項目	「座位保持」 座った状態を10分程度保持することはできますか。 1. できる 2. 見守り等 3. 部分的支援 4. 全面的支援
	「移乗」 車イスへの乗り込み、トイレで便座に座るとき等で見守りや支援が必要ですか。 1. できる 2. 見守り等 3. 部分的支援 4. 全面的支援
	「両足での立位保持」 平らな床の上で10秒程度立っている事ができますか。 1. できる 2. 見守り等 3. 部分的支援 4. 全面的支援
	「歩行」 立った状態から何らかの支えがなく5m以上歩けますか。 1. できる 2. 見守り等 3. 部分的支援 4. 全面的支援

エ 「排尿」が「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」

オ 「排便」が「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」

(障害児の身体介護の要否)

5 利用決定内容において「身体介護を伴う」に該当する者は、申請者が18歳未満の児童にあっては、第3項に定める調査の結果が次の各号のいずれかに該当するものとし、該当しないときは「身体介護を伴わない」ものとする

。

(1) 「1 食事」、「2 排せつ」、「3 入浴」又は「4 移動」の項目において、「一部介助」又は「全介助」に1以上該当するもの

(2) 「5 行動障害及び精神症状」の(1)から(3)のいずれかにおいて「週1回以上の支援が必要」又は「ほぼ毎日支援が必要」に1以上該当するもの

別紙 1

1 余暇活動及び社会参加のための移動

- (1) 各種行事及び研修会のための移動
- (2) 余暇、スポーツ、文化活動への参加のための移動
- (3) ボランティア活動のための移動
- (4) レクリエーション、旅行、スポーツ観戦、映画鑑賞及び観劇等のための移動
- (5) その他前各号に準ずる外出と市長が認める移動

2 社会生活上不可欠な移動

- (1) 権利、義務に関する相談及び手続きのための移動
- (2) 学校行事への参加及びPTA活動のための移動
- (3) 家計の維持及び財産の保全に係る手続きのための移動
- (4) 外食及び日常生活に必要な買い物のための移動
- (5) 理容、美容及び着付けのための移動
- (6) 住居の取得、賃貸借、維持管理の契約及び相談のための移動
- (7) 冠婚葬祭、初詣及び墓参り等社会的習慣のための移動
- (8) 官公庁及び金融機関での手続きのための移動
- (9) 公的行事への参加のための移動
- (10) その他前各号に準ずる外出と市長が認める移動

別紙 2

基本料金

1 個別支援型

基準額

時間基本区分 介護区分	30分	1時間	1時間30分
身体介護を伴う	2,300円	4,000円	5,800円
身体介護を伴わない	800円	1,500円	2,250円

利用者負担額

時間基本区分 介護区分	30分	1時間	1時間30分
身体介護を伴う	230円	400円	580円
身体介護を伴わない	80円	150円	225円

延長（又は夜間、深夜延長）料金

基準額

時間延長区分 介護区分	以降30分毎 (日中)	以降30分毎 (夜間)	以降30分毎 (深夜)
身体介護を伴う	820円	1,030円	1,230円
身体介護を伴わない	750円	940円	1,130円

利用者負担額

時間延長区分 介護区分	以降30分毎 (日中)	以降30分毎 (夜間)	以降30分毎 (深夜)
身体介護を伴う	82円	103円	123円
身体介護を伴わない	75円	94円	113円

※ 夜間及び深夜とは次のとおりとする。

(1) 夜間とは、午後 6 時から午後 1 0 時までの時間とする。

(2) 深夜とは、午後 1 0 時から午前 6 時までの時間とする。

2 グループ支援型

基準額

時間基本区分 介護区分	3 0 分	1 時間	1 時間 3 0 分
身体介護を伴う	1 , 8 4 0 円	3 , 2 0 0 円	4 , 6 4 0 円
身体介護を伴わない	6 4 0 円	1 , 2 0 0 円	1 , 8 0 0 円

利用者負担額

時間基本区分 介護区分	3 0 分	1 時間	1 時間 3 0 分
身体介護を伴う	1 8 4 円	3 2 0 円	4 6 4 円
身体介護を伴わない	6 4 円	1 2 0 円	1 8 0 円

延長（又は夜間、深夜延長）料金

基準額

時間延長区分 介護区分	以降 3 0 分 毎 (日中)	以降 3 0 分 毎 (夜間)	以降 3 0 分 毎 (深夜)
身体介護を伴う	6 5 6 円	8 2 4 円	9 8 4 円
身体介護を伴わない	6 0 0 円	7 5 2 円	9 0 4 円

利用者負担額

時間延長区分 介護区分	以降 3 0 分 毎 (日中)	以降 3 0 分 毎 (夜間)	以降 3 0 分 毎 (深夜)
身体介護を伴う	6 5 円	8 2 円	9 8 円
身体介護を伴わない	6 0 円	7 5 円	9 0 円

※ 夜間及び深夜とは次のとおりとする。

(1) 夜間とは、午後 6 時から午後 10 時までの時間とする。

(2) 深夜とは、午後 10 時から午前 6 時までの時間とする。

3 自立支援型

基準額

30 分	1 時間	1 時間 30 分
1 8 0 0 円	2 , 5 0 0 円	3 , 2 5 0 円

利用者負担額

30 分	1 時間	1 時間 30 分
1 8 0 円	2 5 0 円	3 2 5 円

延長（又は夜間、深夜延長）料金

基準額

以降 30 分毎 (日中)	以降 30 分毎 (夜間)	以降 30 分毎 (深夜)
7 5 0 円	9 4 0 円	1 , 1 3 0 円

利用者負担額

以降 30 分毎 (日中)	以降 30 分毎 (夜間)	以降 30 分毎 (深夜)
7 5 円	9 4 円	1 1 3 円

※ 夜間及び深夜とは次のとおりとする。

(1) 夜間とは、午後 6 時から午後 10 時までの時間とする。

(2) 深夜とは、午後 10 時から午前 6 時までの時間とする。

様式第 1 号

移動支援事業利用申請書

澁川市長

様

次のとおり申請します。なお、決定のため、市が世帯の課税状況や所得状況等について、確認することに同意します。

申請年月日 年 月 日

申請者	フリガナ			生年月日	
	氏 名			個人番号	
	居住地	〒			
		電話番号			
	フリガナ			生年月日	
	申請に係る 児童氏名			個人番号	
				続 柄	
	障害者手帳 等の種類	身体 療育 精神 難病等	手帳番号 又は疾病名		

サービス利用の状況	障害福祉 関係サービス	障害支援 区分認定	有・無	区分	非該当					
		1 2 3 4 5 6								
	利用中のサービスの種類と内容等									
	介護保険 サービス	要介護 認定	有・無	要介護度	非該当・要支援		1 2			
1 2 3 4 5										
利用中のサービスの種類と内容等										

申請内容	
------	--

様式第2号

移動支援事業利用決定通知書

年 月 日

様

渋川市長

印

渋川市移動支援事業実施要綱に規定する移動支援事業の利用について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

利用者番号			利用 決定日	
利用者 (保護者)	氏名		生年月日	
	住所			
決定に係る 児童	氏名		生年月日	
	続柄			
利用者負担の有無	有・無	利用者負担 上限月額		
利用決定期間				
支給量		介護区分		
備 考				

審査請求及び取消訴訟

- 1 この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に渋川市長に対し審査請求をすることができます。
- 2 この決定の取消しを求める訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に渋川市を被告として（渋川市長が被告の代表となります。）提起することができます。なお、この決定の日から1年を経過すると、この決定の取消しを求める訴えを提起することができなくなります。

様式第3号

不承認決定通知書

年 月 日

様

渋川市長

印

年 月 日に申請された移動支援事業の利用については、次の理由により不承認とすることに決定しましたので通知します。なお、この決定に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に渋川市長に対して審査請求をすることができます。

記

1 不承認の理由

様式第4号

移動支援事業申請内容変更（利用辞退）届出書

渋川市長

様

次のとおり（変更・辞退）したいので届け出ます。

届出年月日 年 月 日

申請者	フリガナ		生年月日	
	氏名		個人番号	
	居住地	〒 電話番号		
フリガナ			生年月日	
申請に係る 児童氏名			個人番号	
			続柄	
障害者手帳 等の種類	身体 療育 精神 難病等	手帳番号 又は疾病名		

変更内容

変更事項	変更前	変更後
氏名		
居住地		
その他		

利用辞退

理由	
----	--

様式第 5 号

移動支援事業利用決定取消し通知書

年 月 日

様

渋川市長

印

年 月 日付けで決定した移動支援事業利用決定については、下記のとおり取り消しましたので、渋川市移動支援事業実施要綱第 8 第 2 項の規定に基づき通知します。

記

利用者番号			利用決定 取消し日	
利用者 (保護者)	氏名			
	住所			
決定に係る 児童	氏名			
	続柄			
取消し理由				

審査請求及び取消訴訟

- 1 この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 3 か月以内に渋川市長に対し審査請求をすることができます。
- 2 この決定の取消しを求める訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 6 か月以内に渋川市を被告として（渋川市長が被告の代表となります。）提起することができます。なお、この決定の日から 1 年を経過すると、この決定の取消しを求める訴えを提起することができなくなります。

様式第 6 号

移動支援事業委託費請求書

渋川市長

様

請求金額					千			円
------	--	--	--	--	---	--	--	---

内訳	年 月分		
	委託費名	明細書件数	金 額
	移動支援事業委託費		

上記の通り請求します。

年 月 日

請求者	住 所	
	法人名 (事業所名)	
	代表者名	

振込先口座	
口座名義人	カナ：
	漢字：
銀 行 名	
支 店 名	
口 座 番 号	普通・当座

発行責任者及び担当者（フルネーム）	連絡先（固定電話番号）
発行責任者：	（電話番号）
担 当 者：	（電話番号）

様式第 7 号

移動支援事業委託費明細書

年 月分

利用者番号		法人名及び の事業所名	
利用者氏名			
児童氏名			

費用額計算欄

サービス提供時間 サービス提供種類	算定単位額	算定回数	算定額
算定額合計		①	

利用者負担額計算欄

利用者負担算定額合計	A	
利用者負担上限月額	B	
A 又は B のいずれか低い額	②	

当月移動支援事業委託費請求額	①－②	
----------------	-----	--

様式第 8 号

移動支援提供実績記録票

年 月分

利用者番号		法人名及び の事業所名	
利用者氏名			
児童氏名			
支給量			
利用者負担	有・無		

サービス種類

個別支援型・グループ支援型・自立支援型

[illegible]

